

選挙管理委員会に関する内規

日本動物実験代替法学会（以下、本学会）の会長、副会長、理事および監事の選出に係る選挙を行う際、選挙管理委員会が円滑に選挙活動を遂行できるように以下の取り決めを行う。

1. 選挙管理委員会の構成は、会長により委嘱された委員 3 名は、互選により委員長を決定し会長に報告する。委員長は会長および学会事務局と委員との連携を図る。
2. 選挙開催時期は、本学会大会および直前の理事会の日程を考慮し、遅くとも理事会開催の 1 週間前までに会長、副会長、理事、監事が選出された旨、報告できるように選挙日程を決定する。目安として、選挙の公示から開票まで 3 ヶ月半から 4 ヶ月を要することから、本学会大会の日程より約 6 ヶ月前に活動を開始する。
3. 選挙事務について、学会事務局へ以下の委託内容を確認し連絡をする。
 - a. 選挙公示、封筒、投票用紙等、すべての事務処理を委託する。
 - b. 被選挙人となる評議員の所属、メールアドレス、被選挙人の任期（1 期 2 年、連続して 3 期まで）を確認する。
4. 役職立候補者の募集を行う選挙公報を作成する。
 - a. 立候補受付期間は 2～3 週間とする。連休等が含まれる場合は考慮する。
 - b. 立候補の受付は電子メールを可とする。
5. 選挙公報は本学会評議員にメールにて送信すると共に、本学会 HP への選挙公報掲載を依頼する。
6. 選挙管理委員会は、立候補期間中、立候補者が定数を満たすかを確認しつつ、会長に経過を報告する。
7. 立候補者が定数を満たさない場合、本学会評議員にメールにて再度立候補を呼びかける。
8. 立候補期間終了後、立候補者が定数に満たない役職があった場合は、該当の役職のみ立候補期間を延長し、選挙公報を作成する。
9. 立候補者が確定したら会長を通じ理事会に報告する。また、役職立候補者が定数で

あった場合、該当する役職者の信任選挙を行い、有効投票の過半数以上で当選とし、理事会の承認を得る。

10. 選挙の準備は、立候補受付期間中より開始する。
11. 学会事務局に依頼した送信用封筒、投票用紙回収用封筒（料金受取人払用）、投票用紙封筒の内容を確認する。
 - a. 投票用紙回収用の封筒の宛先は学会事務局宛とする。
 - b. 投票にかかる郵送費は学会負担とする。
 - c. 学会事務局には、あらかじめ封筒の印刷見本（ゲラ刷り可）を添えて配達郵便局の承認を受けることを依頼する。
12. 立候補者が確定したら選挙公報を作成する。
13. 立候補者の抱負および選挙公報を学会事務局にメールにて送付し、印刷および会員への郵送を依頼する。
14. 本学会 HP への選挙公報（3号）掲載を依頼する。
15. 開票は選挙期間終了後、速やかに選挙管理委員3名にて実施する。
16. 開催場所は原則として学会事務局とし、他、選挙管理委員3名の合意により任意の場所を設定する。
17. 任意の場所で実施する場合、開票日までに確実に学会事務局より投票用紙を入手できるように手配する。
18. 各役職、得票の上位者を当選とする。得票数が同じ場合は、細則第6条に則り若年齢者を上位とする。
 - a. 得票数が同じで該当者の年齢が不明の場合、学会事務局に問い合わせる。
 - b. 監事候補に関しては、上位10名程度のリストを作成する。
19. 開票後、会長に結果を報告する。
20. 開票後速やかに当選者へ当選通知および承諾通知を送る。

21. 当選者がやむを得ない理由で辞退する場合、選挙管理委員会は、次点者を当選者とし当選通知および承諾通知を送る。各役職が定数になるまでこれを繰り返す。
22. 選挙結果を理事会にて選挙の概要および結果を報告し、承認を得る。
23. 本学会大会時に開催される評議員会にて選挙結果を報告する。
24. 本学会大会時に開催される総会にて選挙結果を報告する。

付則

本内規は 2017 年 2 月 17 日から施行する。